

基本目標 『 人権尊重のまちづくりを進めよう 』

～すべての人々の人権が尊重され、誰もがこころ豊かに暮らせる地域づくり～

1 はじめに

宇陀市人権教育推進協議会（以下、市人推協）は、市内23地区組織と社会教育団体などの各種団体、行政機関など多くの組織で構成し、人権問題の解決を市民一人ひとりが推進し、人権のまちづくりをめざして、各組織が連携協力して、取り組みを展開しています。本会は、2006年の宇陀市への合併に伴い、組織されましたが、1970年代初頭に発足した旧4町村の協議会組織を引き継ぐ形で、活動を進めてきました。市人推協は当初の発足から数えると、既に半世紀以上にわたって、人権確立と差別撤廃をめざして取り組みを継続しています。

地域社会では各地区人権教育推進協議会・人権教育推進委員会（以下地区人推協・人推委）が中心となって、学習の場を設定して、さまざまな手法で主体的に取り組んでいます。加盟機関・団体においても組織の活動目的に応じて、人権課題をふまえた活動が展開されています。こうした活動の継続により、人びとの人権意識を高め、人権のまちづくりに向けた大切な役割を果たしています。

近年、国内外では、環境問題や貧困、自然災害、平和への危機など、人類の存亡にかかわる諸課題があらわれています。また、解決をはかるべき種々の人権課題に加え、感染症問題や性的マイノリティへの差別、ヤングケアラー、さまざまなハラスメントなど、新たな人権問題として認識される事態も生じています。

1948年12月10日、第3回国際連合総会で採択された「世界人権宣言」は、第2次世界大戦の深い反省に立ち、平和の実現のためには、人権の確立が不可欠であるという理念にもとづいて、すべての人びとや国が達成すべき人権についての基準を示しています。しかし、「宣言」採択後も世界では、戦争や紛争が繰り返されています。特に、ロシアによるウクライナでの戦争、イスラエルによるガザ地区侵攻やそれに関連した中東地域での戦争の火種など、終わりの見えない状況をわたしたちは目の当たりにしています。多くのいのちと財産、そして帰るべきふるさとが奪われています。私たちは「戦争は最大の人権侵害」として認識し、平和の実現を願ってきました。戦争がもたらしている現実を直視し、人びとの苦しみに思いを寄せ、「いのちの尊厳」や「平和の実現」についてあらためて考えるとともに、自分には何ができるのかを探り合いたいと思います。

また、限界に近づいている地球の状況や世界中にある諸課題を解決に導くため、世界の国々が話し合って、2030年までに達成すべき目標を定めたSDGs（持続可能な開発目標）の地球規模での推進が一層重要です。「地球上の誰一人として取り残さない」という合言葉のもと、目標達成に向けて、私たちも日々の暮らしの中で実践していくことが求められています。

さて、差別撤廃を願う多くの関係機関・組織や多くの人びとの地道な活動により、人権に関わる法整備の前進や人権問題解決のための取り組みのすそ野を広げてきました。しかし、社会の複雑化につれ、人権課題も多様化し、差別の現実が依然根強く存在している状況をみても、私たちが目指す目的の達成には至っていません。

私たちは、人権侵害の現実や根強い差別意識の存在に目を向けていかなければなりません。差別や偏見はだれの心の中にもあるものです。だからこそ、人権教育の推進をととして、人権問題は自分自身の問題としてとらえる意識を高め、人権感覚を一層磨くことが大切です。活動内容や手法を工夫しながら、今年度も「人権尊重のまちづくり」を進めましょう。

2 基本とする方向

(1) 部落問題を人権問題の重要な柱と位置づけ、あらゆる人権問題の解決をめざして取り組みを進めよう。

毎年、県内の市町村などから部落差別に関する多くの事象が報告されています。宇陀市においてもこれまで、同和地区問い合わせ電話、差別メールや投書などの事象がみられ、市行政としての協議や対策、情報共有に加え、関係機関・団体への報告など、適切な対応をはかっています。種々の差別事象から、部落差別をはじめとする人権侵害が依然社会に根強く存在している現実がうかがえます。県のある研修では、「部落差別は放っておけばなくなるのでは」などの発言が出ていますが、差別問題は何かしないことでは決して解決しません。

部落差別は、インターネット上の差別書き込みや部落の所在地情報などの拡散、差別意識や偏見をあおる記事や写真、動画などの投稿、差別投書、結婚や不動産購入などにかからんだ役所への同和地区問い合わせ事象など、さまざまな形で現れています。地域社会では、くらしの中に誤った意識が潜んでいたり、ケガレ意識や忌避・排除の考えが現れたりしています。部落や部落出身者を忌避・排除しようとする意識や部落出身者とみなされたくないという意識が存在しています。

人びとの意識をとらえてみましょう。一昨年発表された内閣府の報告によると、「部落差別を知っている」と答えた人に問題だと思ったことを聞いたところ、「交際や結婚を反対されること」(32.3%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(27.5%)等の結果となっています。法務省の「部落差別解消推進法」第6条にもとづく2020年の実態調査結果でも、交際・結婚や就職の場面において、なお差別が現存していることが明らかになっています。

宇陀市においても意識調査を行っていますが、その一例をみると以下のような結果です。

設問「あなたのお子さんの結婚相手が、同和地区出身者である場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。」 (宇陀市調査 実施：2022年1月から2月 奈良県調査 実施：2018年)

選 択 肢	宇陀市調査	奈良県調査
問題にしない	53.4%	33.6%
親としては反対だが、子どもの意思が堅ければ仕方ない	31.1%	45.0%
考え直すように言う	7.4%	16.8%
不明・無回答	8.1%	4.5%

県調査の結果と比較すると、宇陀市の方が、「問題にしない」という積極意見が20ポイント近く上回っていることがうかがえます。「考え直すように言う」との考えを持つ人たちの差別意識をどのように解いていくかが、人権教育・啓発の今後の課題といえるでしょう。

2018年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、上記の結婚問題のほかに、住宅を選ぶ際に同和地区への忌避意識があるとの回答が53.3%と半数以上を占めています。また、インターネット上の同和地区所在地情報の掲載を「人権侵害だと思う」という回答が半数に満たないという結果です。県は、「これまでの人権教育・啓発の取組が浸透してきたことがうかがえる一方で、同和地区や地区出身者、外国人、性的マイノリティに対する偏見や差別意識の存在を確認できた」と整理しています。

一方、部落の所在地情報などをさらし続け、部落に対する差別意識を拡大・助長・誘発する「全国部落調査」復刻版出版事件に対して注視する必要があります。この事件は2016年2月に発覚しました。部落の地名や所在地情報を不特定多数の者に流すことは明らかに部落差別です。部落解放同盟や役員らが「示現社」側に出版・公開の差し止めや損害賠償を求めて2016年4月の提訴から裁判闘争が行われてきました。2021年9月に東京地裁より1審判決が出

され、多くの課題を含むものの一定の勝訴となっています。その後、控訴審へと引き継がれ、昨年6月に東京高裁より第2審判決が出されました。高裁判決は、「差別されない権利」を認めるとともに、差し止め範囲の拡大、原告の範囲の拡大など前進した画期的な内容を示しました。裁判は上告され、最高裁の判断を待っているところです。今後の裁判の動きを注視していきたいと思います。

「差別されない権利」について（高裁判決より） 引用：部落解放同盟中央本部 編集・発行 リーフレット

・憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である。

・本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は本件地域の出身等であるという理由だけで不当な扱い（差別）を受けるものであるから、これが人格的な利益を侵害するものであることは明らかである。

・本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公開され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない。

部落出身であることは、何ら恥すべきことではありません。社会に部落出身ということを差別し、排除し、人権侵害の理由に使う人たちがいるということが問題なのです。

さて、部落問題を日常のくらしに重ねたとき、その話題に会話がはずんでいる場面があるでしょうか。部落問題について何かうかつなことを言うと、とんでもないことになるのではないかという思いが多くの人たちの中に未だに根強く存在しているように思います。明治の頃に被差別部落で伝道や社会事業に従事したある社会運動家の活動100周年にちなんだ新聞記事には部落という言葉は全く出ていません。この人を紹介する大辞典の項にも部落については一切ふられていません。また、昨年度、市人推協の管外研修で訪れた京都市の柳原銀行は、被差別部落の住民によって設立された日本で唯一の銀行であり、部落内の皮革業者らに融資を行い、部落産業の育成・振興に大きく貢献していますが、記念資料館となったこの建物を紹介した「京都の洋館」という写真集には、部落や部落民という言葉はどこにも出ていません。部落問題について身近な人と議論することは、皆無ともいえるのではないのでしょうか。だから、一旦持ってしまった偏見や誤解があるとしたら、それを正されることなく、そのまま持ち続けることになってしまいます。部落問題をタブー視する状況があるとすれば、これを打ち破っていくために何をすべきか、差別問題に向き合う私たちが取り組まなければならない大きな課題です。

（上記段落の記述は、全国人権教育研究協議会 編集・発行 広報誌 月間「同和教育」であい 2017.1.25

第658号 掲載記事 「隠蔽され続ける部落問題 石元清英」を参考）

部落差別が「考え方や理解の違い」の問題ではなく、新たに法律を制定して解決に向けて取り組まなければならないほど、厳然と存在するということが国が明確に認め、部落差別のない社会の実現を目的とする「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」が2016年12月に施行され、7年あまりが経過しています。そして、各地で「法」の具体化を求め、条例の制定や改正の取り組みが広がり、奈良県や宇陀市においても、同じ目的の条例が実現しています。差別のない社会の実現に向け、法的な方向性が示されたことの意義はきわめて大きいと言えます。そのほかにも、個別の人権課題の解決をめざす法律が順次整備されつつあります。ある国際人権法学者は、「法は人の行為を変え、行為は人の態度を変え、さらに心を変える」と述べています。法の持つ意義がこの言葉からもうかがえます。私たちは、関係法・条例の周知と理解を図りつつ、ていねいに学び合い、活動をとおして具体化していく取り組みを進めます。

部落問題の解決をめざす取り組みは、その経緯の中で、あらゆる人権問題についての理解、認識を深める役割を果たし、人びとの人権意識を高めてきました。身近な生活の中にその成果や課題が、どのようにあらわれているのかを検証するとともに、人権侵害が後を絶たない現実

から、くらしを見つめ直すことが求められます。

差別撤廃の取り組みの中で継承されてきた原則である「差別の現実から深く学ぶ」という原点に立ち返り、人権尊重の文化を地域に創り出す努力を重ね、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題解決のための道筋を明らかにして、粘り強く取り組んでいきましょう。

参考：「部落差別の解消」ということなどに関する記述書籍より（下線は事務局で付記）

「部落差別の解消とは、部落や部落出身者であることを隠したり、わからなくしたりすることではない。部落で生まれても、部落に現在住んでいたり、過去に住んだことがあったりしても、部落に本籍があっても、その人が差別されない社会を実現するということである。部落という土地と何らかの関係を有する事実を卑下する必要のない、差別を許さず差別のない人権のまちづくりを進めてきた故郷を誇ることができる社会関係を築くことである。」

（解放出版社発行 「ガイドブック 部落差別解消推進法」より）

「部落出身者は、部落差別をされているだけの存在ではない。その差別に抗い、自分の人間としての誇りを獲得していく主体である。部落解放運動は部落差別に抗議しその責任を追及するだけの取り組みに終わるものではなく、部落内外の双方が自らの人間性に目覚めて「変化を遂げていくプロセス」である。部落とは人間回復を育む土壌であり、『解放への光』の源である。」

（一般社団法人 部落解放・人権研究所発行『暴露と曲解 部落ってどこ？』より）

（２）「人権尊重のまちづくり」に向けて、実践を進めよう。

「人権のまちづくり」のためには、そこに暮らす人びとが、「ここに住んでいてよかった」と実感できる地域を築くことが大切であり、地域づくりを担う人づくりが求められます。それには、互いの人権が尊重されることが欠かせないものであり、くらしの中にこのことが、活かされなければなりません。

私たちの地域には、障がいのある人もない人も、高齢者や子どもなど、さまざまな人がいっしょに暮らしています。そして、だれもが「基本的人権」（人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利）を保障されているはずですが、実際には、数多くの人権侵害が後を絶ちません。私たちは、そうした現実の問題意識をもち、解決のための活動を今後も粘り強く重ねていかなければなりません。

市町村人権・同和問題「啓発連協」は毎年、奈良県内の「差別事象調査」を実施しています。このたびの報告書によると、2023年の差別事象惹起件数は、事象の分類では全体で454件と集計されています。内容別では、部落差別89件、障がい者差別5件、女性差別2件、外国人差別5件、DV43件、児童虐待195件、高齢者虐待89件、障がい者虐待23件、新型コロナウイルス感染症関連3件となっています。部落差別89件のうち、インターネットへの書き込みやメールが74件（85.1%）を占めています。

部落差別については、依然として役所への同和地区問い合わせが起きていて、根強い差別意識がうかがえます。インターネット上には、奈良県内の同和地区を特定して、差別意識や偏見をあおる記事や写真、動画が多数投稿されています。これらは差別意識を拡散するものとして見過ごすことはできません。

虐待の件数も依然高い状況にあります。人権侵害の事象が、依然厳存していることから、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、一層の取り組みが必要です。

あわせて、2015年9月に加盟193カ国の全会一致によって、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）をくらしの中で前進させていきたいものです。SDGsは、国連のすべての加盟国が2030年までに、貧困や飢餓、質の高い教育やジェンダー平等、人や国家間の不平等をなくすことなど、17の目標を定めてその達成を目指しています。「地球上の誰一人として取り残さない」という合言葉のもと、地球と人類の未来を託し、世界中で取り組まれています。SDGsの理念を学び合うとともに、その前進のために日々のくらしで私たちが実践でき

ることに関心を向け、行動化に努めましょう。

宇陀市では、高齢者の割合が増加し、一人暮らしの方も増えています。介護や認知症の現実、それぞれの家庭の課題だけではなく、地域社会の問題でもあります。当事者や家族に対し、日々の声かけや私たちができることを持ち寄りながら、行政や関係機関などとも連携して、安全で安心してくらしていけるように、人と人が温かくつながる「絆」が実感できる地域社会を紡いでいくことが何よりも必要になっています。

また近年、自然災害が頻発していますが、防災にかかわる備えや避難訓練を実施するなど、ていねいに活動を進めている地域があります。障がいのある方や一人暮らしの高齢者など災害弱者といわれる人たちへの災害時の対応も話し合われています。こうした「防災」にかかわる取り組みは、「住んでよかった」といえるまちづくりのひとつのヒントとなるのではないのでしょうか。

2024年1月1日、午後4時10分頃に石川県能登地方を震源とする大地震が起きました。津波の発生や道路、水道などのインフラが崩壊し、二百数十名におよぶ死者や安否不明者、1200名を超える負傷者、1万人を超える避難者、2万棟以上の住宅被害など、人びとの命と財産、日常生活を奪う状況を引き起こしました。多くの人びとによる支援のための動きは直後から行われていますが、現在も依然深刻な現状にあり、生活再建への課題は山積しています。一日も早い復興を願わずにはいられません。地震をはじめとする災害は、時を選ばず、誰の身にも降りかかる可能性のあるものととらえ、自分自身の関わり事として、日頃からの備えが必要です。各地域における日常的な活動と絆づくりも問われています。

先達の努力により生み出してきた人推協組織は、各地に網の目のように位置づき、人権尊重の人づくり、地域づくりに大切な役割を果たしています。「継続は力なり」と言われますが、各地域における様々な人権に関する取り組みや学習などの推進や積み重ねは、人推協組織が位置づいているからこそ実現できているととらえることができます。人推協組織の果たしてきた役割を再確認し、コロナ禍を経て、活動推進への熱い思いが衰退していることがないか、今一度振り返りたいものです。

各地域の現状をふまえ、互いの顔が見える「絆づくり」「人権尊重のまちづくり」に向けて、近所や地域、職場で協力・連携し、地域に密着した事業や活動を、また、地域の住民自身が主体となる取り組みを知恵と工夫を駆使しつつ一層充実させていきましょう。

3 具体的な活動

(1) 各地区人推協・人推委活動の一層の推進を図る。

- ① これまでの成果と課題を確かめあい、目的を共有し、地区単位で、自治会や地域団体、自主的な活動グループなどと連携して、誰もが住みやすい地域づくりを進める。
- ② 部落問題の解決をめざす取り組みが、一人ひとりの課題となっているか、今一度振り返り、話し合いを重ね、生活課題をふまえ学習内容や手法などを工夫して進める。
- ③ 活動の主体となる住民の課題意識を高め、自主的・主体的な取り組みを推進する。

(2) 加盟機関・団体における人権教育の推進を支え、市人推協活動を拡大させる。

(3) 市人権啓発活動推進本部、市人権教育研究会、市社会福祉協議会、NPO団体などと連携・協力を図り、人権教育を進め、互いに支え合い、ふれあう活動を進める。

(4) 各種研修、集会、学習会等への参加とともに、人権イベント、学校・地域事業などと連携・協力を図りながら、その取り組みを広げ、深め、そして今後の活動につなげる。

(5) 市人権セミナーを共催し、地域リーダーの育成と人権意識の高揚を図る。

(6) 感染防止対策を講じ、生命と健康を守ることを大切にしつつ、内容や手法などに創意と工夫を加えて活動を進める。

